

8 さいがいじ たいおう 災害時の対応について

さいがいじ たいおう 災害時の対応

じしん つなみ さいがい たいふう おおあめ ふうすうがい としさいがい さいがい はっせい
地震や津波による災害、台風や大雨による風水害、土砂災害など、災害はいつ発生する
よそく
か予測がつかないものです。

じぶん す ちいき そな さいがい し とき こま
自分が住んでいる地域で備えておくべき災害を知ること、いざという時に困らないよう
に「災害が発生した時にどうするか」ということを日頃から考え、災害への備えをしてお
くとともに、まがいさいがい はっせい ばあい じんそく てきせつ み あんぜん かくほ
万一災害が発生した場合には、迅速かつ適切に身の安全を確保することが
たいせつ
大切です。

さいがい ぞな 災害への備え

へいせい ねん がつ はっせい ひがしにほんだいしんさい こうはん い だいき ほうさいがい はっせい ぼ
平成23年3月に発生した東日本大震災のように広範囲にわたる大規模災害が発生した場
あい こうてききかん きこう ていたいある まひ こうてききかん きゅうじょかつどう
合には、公的機関の機能が停滞或いは麻痺してしまうため、公的機関による救助活動
(「公助」) は期待できません。

さいがい ひがい さいしゅうげん じぶん じぶんじしん まも じじょ ちいき
災害による被害を最小限にするために、自分のことは自分自身で守る「自助」と、地域
たが ささ あ きょうじょ そな
お互いに支え合う「共助」の備えをしておきましょう。

さいがいじ たいおう について

8

となりきんじょ しゅう しゃだんたいとう れんけい ○隣近所や障がい者団体等との連携

じこ ざいたくしえん さんか
(自己アピール、在宅支援のためのネットワークへの参加)

さいがいじ きゅうしゅつ きゅうご おお ちから ちいき じゅうみんどうし たす あ
災害時の救出・救護などに大きな力となるのは、地域の住民同士による助け合い、つま
り「共助」です。日頃から地域とのふれあいを持つように心掛けることや、自主防災組織
しゅうぼうだん となりきんじょ ひと ひつよう しえん いらい じゅうよう
や消防団、隣近所の人などに必要な支援を依頼しておくことが重要です。

また、各地域の様々な組織(ボランティアグループ)や団体とは日頃から積極的に交流
し、さいがいじ きょうりょく え かんきょう ととの
災害時の協力が得られやすい環境を整えておきましょう。

※各障がい者団体については、163～166ページをご覧ください。

きんきゅうれんらくじこう えんじょ ひつよう じこう せいり ○緊急連絡事項や援助が必要な事項の整理

さいがいじ じぶん のぞ たいおう ひつよう えんじょ あいて りかい
災害時に自分が望む対応、必要とする援助、相手に理解してほしいことなどについて、
ひごろ
日頃からまとめておきましょう。

また、ふえ けいたいでん わとう じぶん たす もと あんぜん かくほ ひつよう
また、笛やブザー、携帯電話等、自分が助けを求めたり、安全を確保するために必要な
ものを身につけるようにしましょう。

○避難場所や避難経路の確認

災害の種類や避難時の季節・時間帯によって、適切な避難場所や避難経路、避難方法が異なります。

例えば、津波から避難するには、海沿いや河口付近の川沿いを通ることを避けながら、海から離れた高い場所に逃げる必要があります。

各市町村や地域が実施する防災訓練に積極的に参加することや、実際に避難場所まで移動して危険箇所を確認することなどが大切です。

なお、災害時には市町村が「福祉避難所」を開設する場合があります。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

○非常用持出品の準備

緊急に避難しなければならない場合に備えて、非常用持出品を準備しておき、すぐに出せるようにしておきましょう。

非常用持出品は、目安として3日間程度を自足するための物品が必要です。避難時に運べる重さになっているか、実際に非常用持出品を持って避難場所まで移動してみるとよいでしょう。

もちだしひん 持出品リスト (例)	れい
しょくりょう 食料・飲料	いんりょう
せいかつようひん 生活用品	いんりょう
きゅうきゅうようぐ 救急用具	いんりょう
かいちゅうでんとう 懐中電灯	らうそく
らうそく	ライター
ぐんて 軍手	けいたい 携帯ラジオ
たうる	タオル
ぽりふくろ	ポリ袋
といれっとぺーぱー	トイレトペーパー
うえっとていっしゅ	ウェットティッシュ
れじやー シート	はさみ
がむていぷ	ガムテープ
まじく	マジック
ぶらんけっと	ブランケット
かんい 簡易トイレ	こぜに 小銭
くすり 薬	

これらは一般的な持出品ですが、障がいの特性に応じた適切な準備が必要となります。普段服用している薬（3日分程度）や必要な衛生用品などがあれば持出品のリストに加えておきましょう。

○家具の転倒防止対策

地震が発生したときは家具の転倒や落下物による怪我が多く発生します。特に高層マンション等の高層階においては、家具の転倒・落下に加え「移動」が多く発生します。

普段から、家具の転倒・落下・移動防止対策に努めましょう。

○家族等との連絡方法

災害時における家族や支援者との連絡方法などを決めておきましょう。

自分の安否を伝えたいときなどの連絡手段として災害用伝言ダイヤル（171）や携帯電話の災害用伝言板が便利です。

また、こうしたサービスは定期的に体験利用期間が設けられているので、実際に体験利用をしてみると、いざという時に役立ちます。

○自ら避難をすることが困難な者の積極的な取組

各市町村では、災害時における障がい者、高齢者など、避難に支援が必要な人への対策として、対象者の名簿整備、具体的な避難支援方法の相談、関係団体との連携強化、避難訓練の実施などの取組を進めています。

これらの対策を円滑に進めるにあたっては、市町村が作成する対象者の情報が支援者（消防団、自主防災組織、民生・児童委員など）へ提供されることに同意したり、地域で作成される「支え愛マップ」づくりに参加して地域の皆が安全に避難できる仕組みづくりを進めるなど、支援を受ける側としても平時から体制構築に積極的に取り組んでいくことが大切です。

【窓口】 各市町村防災担当課又は福祉担当課

防災・災害情報の取得

災害による被害から確実に身の安全を守るためには、一人ひとりが防災・災害等に関する情報を的確に把握し、状況に応じた適切な行動をとることが不可欠です。

いつ、どのような場所でも必要な情報が得られるよう、様々な方法で情報を入手できるようにしておきましょう。

○あんしんトリピーメール

登録することで、鳥取県内の安心・安全情報がメールで配信されます。

【配信される情報】（欲しい情報が選べます。）

- ・ 気象警報、注意報
- ・ 地震情報（震度3以上）
- ・ 津波情報
- ・ 防災・危機管理情報（避難勧告など）
- ・ 公共交通情報
- ・ 生活・健康情報
- ・ 防犯情報 など

【登録できる人】

- ・ 携帯電話、スマートフォン、PHS、パソコンなど、電子メールアドレスがあれば誰でも登録できます。
- ・ 利用登録については無料ですが、メール送受信等の通信料は利用者の負担です。

とうろくほうほう
【登録方法】

- ①登録用アドレス (e-tottori-safe@xpressmail.jp) に件名・本文を入力せずにメールを送信します (機種によっては、件名や本文入力が必要)。
- ②返信メールに記載されたアドレスに接続します。
- ③各項目を入力し「次へ」をクリックします。
- ④全項目の入力を終えたら、入力内容を確認し、「登録」をクリックして完了です。

【問合せ先】 鳥取県危機管理局危機対策・情報課 災害情報センター

☎ (0857)26-7950 FAX (0857)26-8137

電子メール：kikitaisaku-jouhou@pref.tottori.lg.jp

ホームページ：http://pref.tottori.lg.jp/toripymail/

とっとりけんぼうさい
○鳥取県防災アプリ「あんしんトリピーなび」

普及が進むスマートフォンやタブレット向けの便利な防災アプリとして平成30年12月25日より提供を開始しました。

アプリの機能については次のとおりです。

- ・「あんしんトリピーメール」の配信メールをプッシュ通知でお知らせ
- ・付近の避難所への自動経路案内表示や防災ライブカメラ (道路・河川) 実況画像の閲覧が可能
- ・とりネット危機管理ポータルサイトを表示
- ・ブックマークから各市町村ハザードマップへのリンク集や関連情報WEBサイト、SNSページ等へのリンク先を表示

たいしや
【対象者】

スマートフォン、タブレットをお持ちの方であれば誰でもダウンロード、利用が可能です。

【問合せ先】 鳥取県危機管理局危機対策・情報課 災害情報センター

☎ (0857)26-7950 FAX (0857)26-8137

ちゆういじこう
【注意事項】

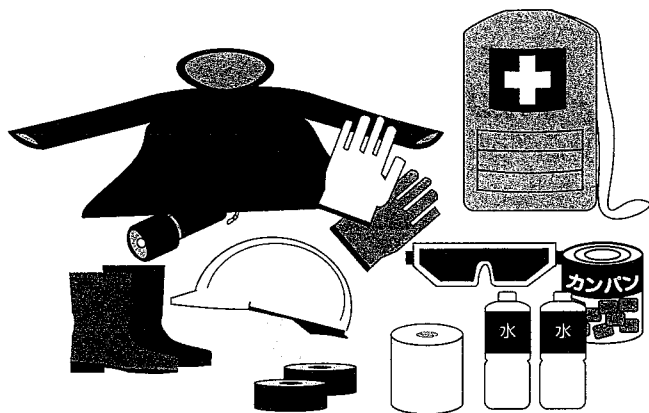
アプリのダウンロード及び利用は無料ですが、所定の packets 通信料が発生します。

○自治体による避難情報

適時・適切な避難を行うためには、市町村から出される避難情報について注意するとともに、その情報の意味を正しく理解し、適切な判断・行動をすることが大切です。

<p>避難準備・ 高齢者等避難開始 (警戒レベル3)</p>	<p>・人的被害の発生する可能性が高まった状況です。 ・要支援者等、避難に支援が必要な人、特に避難行動に時間を要する方が避難行動を開始しなければならない段階です。 ・要支援者等、特に避難行動に時間を要する方は、避難場所への避難行動を開始してください。(避難支援者は支援行動を開始してください。) ・その他の方は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始してください。</p>
<p>避難勧告 (警戒レベル4)</p>	<p>・人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況です。 ・通常の避難行動ができる方が避難行動を開始しなければならない段階です。 ・通常の避難行動ができる方は、避難場所等への避難行動を開始してください。 ・避難場所等への避難が危険な場合は次善の策として、例えば家の中で2階以上で斜面や川の反対側など、より安全な場所へ移動するなど、生命を守る最低限の行動をとってください。</p>
<p>避難指示 (緊急) (警戒レベル4)</p>	<p>・人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況、或いは、人的被害の発生した状況です。 ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了させてください。 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は次善の策として、例えば家の中で2階以上で斜面や川の反対側など、より安全な場所へ移動するなど、生命を守る最低限の行動をとってください。</p>

災害時の対応について



© Studio-E

障がいの特性に応じた災害対応マニュアル

災害時においても障がいの特性に応じた対応が必要です。

各障がい者団体が災害対応マニュアルを作成していますので、参考にしてください。

団体	ホームページのアドレス (URL)
一般財団法人全日本ろうあ連盟	http://www.jfd.or.jp/tohoku-eq2011/shelter-support
社会福祉法人日本盲人会連合	http://nichimou.org/legal-system-documentation/#1205bousai
公益社団法人日本てんかん協会	http://www.jea-net.jp/files/use_manual.pdf
社団法人日本自閉症協会	http://www.autism.or.jp/bousai/index.htm
公益社団法人日本オストミー協会	http://www.joa-net.org/-オストメイトの災害対策.html

耳の不自由な方に緊急時の避難を呼び掛ける「防災サイン」

鳥取県では「支え愛」による地域防災力の強化を図るため、防災サインの普及を進めています。

防災サインとは、手話とジェスチャーを組み合わせた視覚的な情報伝達手段です。

防災サインを使うことにより、災害発生時などの緊急時に耳の不自由な方に対して即座に避難を呼び掛けることができます。

鳥取県のホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/266819.htm>) から防災サインの基本単語や活用例を紹介した動画やプリントをご覧いただけますので、防災学習や避難訓練などにご活用ください。

<防災サインの活用例>

「避難所」と「逃げろ」の基本単語を組み合わせ、「避難所へ逃げろ」と伝えます。



避難所の方向を指
差して「避難所」
と言う

+



走るイメージ
(両手を前後に早く動かす)

鳥取県が普及を進めている防災サインは、千代川流域の自治体等で構成される千代川流域圏会議が水害から被害者をなくすための取組の一環として、公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会や地域の手話サークル等の協力を得て作成したものです。

【問合せ先】

鳥取県県土整備部河川課

☎ (0857)26-7694 FAX (0857)26-8132

電子メール：kasen@pref.tottori.lg.jp

Net119緊急通報システム

音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能に障がいのある方々が、自宅以外でも消防への通報を可能とするシステムです。このシステムは、スマートフォン等のアプリから「救急」「火事」の別を選んで発信すれば管轄消防本部に繋がる仕組みです。

【対象者】

音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能に障がいのある方を対象とします。(事前登録が必要です。)

【問合せ先】

鳥取県危機管理局消防防災課

☎ (0857)26-7065

東部広域行政管理組合消防局

☎ (0857)23-0119

中部ふるさと広域連合消防局

☎ (0858)29-5124

西部広域行政管理組合消防局

☎ (0859)35-1960

